

令和6年第7回苫小牧市国民健康保険運営協議会会議録

日 時	令和6年8月22日(木)午後6時00分～午後7時10分
場 所	市役所9階会議室
出 席 委 員	坂本委員、野村委員、加藤委員、舘山委員、阿部委員、宮島委員、高橋委員、阿萬野委員、渡邊委員
事 務 局	山本副市長、柴田部長、相原次長、銅課長、青木課長補佐、浅野総務係長、原田総務係主査、奈良総務係主査、戸澤給付係主査、渡会給付係主査
会 議 次 第	1 開 会 2 諮 問 3 副市長挨拶 4 報告事項 第1号 国民健康保険運営協議会委員の委嘱について 第2号 第5回定例会以降の市議会の結果について 第3号 令和5年度国民健康保険事業会計決算について 第4号 健康保険証の廃止に伴う対応について 5 協議事項 第1号 市長からの諮問 苫小牧市税条例の一部改正について 6 その他

銅課長 定刻となりましたので、ただ今から「令和6年第7回国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

本日はご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の進行を務めます、保険年金課 銅でございます。よろしくお願いいたします。

それでは着座にて会議を進行させていただきます。

本日の会議は、協議会委員10名中9名が出席しておりますので、運営協議会条例施行規則4条により、会議が成立していることをご報告いたします。

なお、多田委員につきましては、ご都合により欠席とのご連絡をいただいていることを、併せてご報告いたします。

ここで、事務局職員の異動がございましたので紹介いたします。

(事務局挨拶)

次に、本運営協議会に対し副市長から諮問がありますので、渡邊会長に諮問書をお渡しいたします。よろしくお願いいたします。

山本副市長 (副市長から渡邊会長へ諮問書手渡し)

苦小牧市税条例の一部改正について

このことについて、国民健康保険法第11条に基づき、貴会の意見を求めますので、よろしくご協議をお願いいたします。

銅課長 副市長よりご挨拶申し上げます。

副市長 開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、みなさま、ご多忙のところ、苦小牧市 国民健康保険 運営協議会にご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国保を取り巻く環境は、医療費の増加や高齢化社会の進展に伴い、本市においても、平成20年度以来、実質的に据え置いていた保険税率を今年度に引き上げるなど、厳しい財政状況が見込まれているところです。

国民皆保険制度を支える最後の砦として、健全な事業運営に向けて、保険税率改正のみに頼ることなく、より一層、収納率の向上と加入者の健康保持、増進による健康寿命の延伸に取り組んでまいりたいと考えております。

本日は、先ほど諮問させていただきました「苦小牧市税条例の一部改正」についてご審議いただくほか、「令和5年度の決算報告」や「健康保険証の廃止に伴う対応」などについて、ご報告させていただきます。

詳細は、後ほど担当から説明いたしますが、委員の皆様から忌憚のないご意見、ご提言を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、委員皆様のご健勝をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

銅課長 副市長は、ここで退席いたします。

副市長 (退席)

銅課長 それでは、運営協議会条例施行規則に従い、以後の進行を渡邊会長にお願いいたします。

渡邊会長 報告事項第1号「国民健康保険運営協議会委員の委嘱について」事務局より報告願います。

柴田部長 報告第1号、国民健康保険運営協議会委員の委嘱についてご説明いたします。議案書の1ページをお願いします。

被用者保険等を代表する委員である加藤泰委員が任期満了したことに伴い、引き続き8月1日付で委員を委嘱させていただきました。

なお、任期は、令和6年12月31日までとなっております。

報告第1号については、以上でございます。

渡邊会長 以上の報告につきまして、よろしいですか。

(意見・質問なし)

それでは、加藤委員からご挨拶をお願いします。

(加藤委員挨拶)

渡邊会長 続いて、報告事項第2号「第5回定例会以降の市議会の結果について」事務局から報告願います。

柴田部長 議案書の2ページをお願いいたします。前回、令和6年第6回運営協議会以降の市議会の開催状況につきまして、令和6年2月22日から3月15日まで第5回定例会、令和6年6月13日から6月21日まで第6回定例会が開催されております。

銅課長 国民健康保険関係の主な議事内容につきましては保険年金課長から説明いたします。

銅課長 前回の運営協議会以降の市議会の主な議事内容についてご説明いたします。第5回定例会では、国保に関する議案として「令和5年度補正予算」及び、本年2月の運営協議会でご承認をいただいた「令和6年度予算案」を提出し、可決されております。

このうち、令和6年度予算案については、6人の委員から保健事業の取組などについてご質問をいただきましたので、その主な内容をご紹介します。

議案書の3ページをお願いいたします。

始めに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う健康保険証の廃止については、マイナ保険証をお持ちでない方への対応などについての質問がございました。こちらについては、報告事項4号で詳細について、ご説明させていただきます。

次に、保険税率改正については、税率改正に至った背景や、激変緩和策についてお答えしたほか、今後の税率増加抑制にあたって、医療費の抑制を図っていくことが重要であり、新たなデータヘルス計画及び特定健康診査等実施計画に基づく保健事業を推進していく旨をお答えしております。

次に、特定健診受診者ががん検診無料事業については、令和5年度から新たに子宮頸がん・乳がん検診を対象に加えており、今後も継続した周知を行っていく旨をお答えしております。

議案書の4ページをお願いいたします。

昨年度策定した第3期データヘルス計画については、これまでの取り組みに加え、生活習慣病高リスク者を対象とした参加型事業や、特定健診未受診者掘り起こしのための各種団体への訪問などを進めることで、生活習慣病の予防につなげ、『健康寿命の延伸と医療費の抑制』を推進していく旨をお答えしております。

次にセルフストレスチェックについては、受検者数が伸び悩んでいるものの、受検しやすい環境を整備するために、WEB回答を整備したことで、一定の効果ができていると捉えており、今後もより多くの方に受検していただくため、周知方法を工夫し、事業の推進を図っていく旨をお答えしております。

最後に、保険者努力支援制度については、令和5年度に開始した特定健診と子宮頸がん・乳がん検診の一体的な実施が加点対象となっており、今後も高得点を獲得してきた取り組みを継続しながら、新たな評価対象となる取り組みを取り入れるなど、交付金獲得に向けて見直していく旨をお答えしております。

以上で、報告第2号「第5回定例会以降の市議会の結果について」の説明を終わらせていただきます。

渡邊会長 以上の報告につきまして、質問などございませんか。

（意見・質問なし）

渡邊会長 続きまして、報告事項第3号「令和5年度 国民健康保険事業会計決算について」事務局から報告願います。

銅課長 報告第3号、令和5年度国民健康保険事業会計決算についてご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

令和5年度の決算は、歳入154億9,354万8千円、歳出154億8,818万1千円で、差引額536万7千円を翌年度に繰越しております。この繰越金につきましては、本年9月議会に補正予算を提出し、基金に積み立てる予定でございます。

令和5年度の決算は、収支上約537万円の黒字になりましたが、赤字補てんとして2億4,900万円の基金繰入を行っていることや、翌年度に国庫支出金等へ返還する金額もあるため、実質的な収支として約2億6,000万円の赤字と捉えております。

次に議案書の6ページをお願いいたします。

まず、左上のグラフが、国保の加入状況の推移でございます。このグラフは年度平均での世帯数、被保険者数の推移を示しておりますが、平成23年度をピークに世帯数、被保険者数ともに減少しております。

加入者の年齢構成などを勘案しますと、今後も後期高齢者医療保険への移行による被保険者数の減少が続くものと考えております。

次に、右上のグラフが、国保税の現年度調定額と収納率の推移でございます。収納率については、ほぼ前年度と同率の93.64%でございました。

次に、左下の保険給付費の推移については、保険給付費総額は横ばいとなっておりますが、1人当たりの給付費は、加入者の高齢化や医療の高度化もあり増加傾向となっております。

次に右下のグラフは、北海道へ納付する国民健康保険事業費納付金の推移を示しています。被保険者数は減少傾向でございますが、1人当たりの納付金額は増加傾向のため、納付金の総額は横ばいとなっております。

続きまして、歳入歳出の各項目についてご説明いたします。

別添の資料1「令和5年度決算状況等について」をご覧ください。

1ページ上段に歳入の総括表を掲載しておりますが、この表の予算現額Aと決算額Bと比較した差引B-Aの大きな項目について、ご説明させていただきます。

①国民健康保険税は、予算で積算した93.5%に対し収納率が向上したことにより、3,374万8千円の増となりました。

2ページをご覧ください。

上段に過去5年間の収納率の推移を表にしておりますが、令和5年度の「総計」の欄で、現年課税分が93.64%（前年比0.27ポイントの減）、滞納繰越分が24.65%（前年比1.82ポイントの減）、合計が82.09%（前年比0.45ポイントの減）でございました。今後も収納率向上に向けた取組を継続してまいりたいと考えております。

④道支出金は、予算に対して、2億9,372万7千円の減となりました。これは歳出の保険給付費の減に伴い、その財源である普通交付金が減となったものです。

3ページをご覧ください。

⑥繰入金は、予算に対して4,876万3千円の減となりました。内訳としましては、職員給与費や事務費の歳出額の減少に伴う一般会計からの繰入の減と、財源補てんとしての基金繰入の減によるものです。

次に歳出でございます。4ページをご覧ください。

上段に歳出の総括表を掲載しておりますが、歳入と同様、予算現額Aと決算額Bとを比較した不用額A-Bの大きな項目についてご説明いたします。

②保険給付費は、予算に対して2億7,641万円の減となりましたが、これは療養給付費等が見込んでいた件数より減少したことにより執行残となったものでございます。

5ページをご覧ください。

⑤保健事業費は、予算に対して2,115万6千円の減となりましたが、これは主に特定健康診査委託料等の執行残でございます。

歳出の主な要因については以上となります。

次に、7ページをご覧ください。

過去の収支状況を表にしております。左側に基金設立前の平成21年度までを、右側に基金設立後の平成22年度以降を記載しております。

基金残高については、令和5年度末で10億78万3千円となっており、収支不足による基金繰入金の増加により前年度から残高は減少しており、令和6年度末の残高見込みでは8億3,093万1千円の残高を見込んでおります。

次に、8ページに本市の令和5年度における医療費適正化・保健事業、収納率向上及び市民サービス向上・業務効率化についての主な取組内容を記載しております。

令和5年度の取組を今後も継続して実施し、国民健康保険事業会計の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございませんか。

令和6年度の税率改正にあたっては、市民の方に対して丁寧な説明をお願いしておりましたが、問い合わせや苦情などは、ありましたか。

マイナ保険証への移行については、マイナンバーカードを持っていない方に対しては資格確認書が交付されるとのことなので、高齢者の方も安心して病院が受診できるということは、大変いいことだと感じております。

まず、保険税率の改正の件ですが、今回の税率改正が15年ぶりということもあり、ある程度の混乱混雑を見込んでいたところですが、窓口の受託事業者に対して事前に税率改正について情報共有をしたことで、6月の当初納付書送付後の問い合わせ対応については大きな混乱はありませんでした。

2点目のマイナ保険証への移行に関しては、報告第4号で詳細を説明させていただきます。

他に質問などございませんか。

別添資料8ページの「市民サービスの向上・業務効率化の取組」に「おくやみ手続き事前予約制度の改善」とありますが具体的な改善内容について教えてください。

おくやみ窓口の事前予約の改善につきましては、ご遺族の方に渡すファイルの中に一目でおくやみ手続きの予約が可能だとわかるように、黄色紙の予約制度のお知らせを新たに追加いたしました。

今回の改善で窓口の利用者からはこういった反応があったでしょうか。

本市では、令和2年1月の総合窓口の開設に合わせ、おくやみに関する手続きのワンストップサービスを開始し、翌年には、手続きの事前予約制度を導入しました。

おくやみ手続きの事前予約につきましては、窓口の待ち時間が無く、事前に届出書を用意しておくことでご遺族の方の負担軽減につながるものとなっております、利用された市民の方からも好評をいただいているところです。

渡邊会長
A委員

銅課長

渡邊会長
B委員

銅課長

B委員
柴田部長

渡邊会長

そのほか質問などございませんか。

続いて、報告事項第4号「健康保険証の廃止に伴う対応について」事務局から報告願います。

銅課長

報告第4号、健康保険証の廃止に伴う対応についてご説明いたします。

別冊の資料2をご覧ください。

こちらの資料は、法改正により令和6年12月2日から、現行の健康保険証の発行が廃止され、原則、マイナ保険証を利用する仕組みに移行されることに伴い、今後の対応等について、まとめたものでございます。

2ページをお願いいたします。

まず、現行の運用状況としては、保険証に利用登録されたマイナンバーカードいわゆるマイナ保険証と、マイナ保険証未登録である保険証の2種類で運用しております。

健康保険証廃止後はマイナ保険証に一体化されることとなりますが、マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナンバーカードと健康保険証の紐づけをされていない方については、従来の保険証に代わる「資格確認書」を交付し、病院等の受診に使用していただくこととなります。

資格確認書の有効期限は、被保険者証と同じく1年間とし、証のサイズ等につきましても、現行の保険証同様に紙のカード型を予定しております。

次に、これまで滞納対策として未納がある方に対しては、有効期限が通常より短い短期証や、窓口負担割合が10割の資格証明書を発行していましたが、マイナ保険証の一体化に伴い、短期証は廃止、資格証明書は一旦窓口で10割負担になる特別療養費に移行することとなります。

3ページをお願いします。

今後のスケジュールについては、すでに国保に加入されている方に対しまして、令和6年7月末に、保険証の一斉送付を行っており、有効期限は令和7年7月末となっております。

令和6年12月2日から従来の保険証は廃止になりますが、以前に交付した保険証については、記載された有効期限まで使用が可能となっておりますので、令和7年7月末までは、現行の保険証利用が可能となります。

今月末には、国の通知に基づき、国保に加入している全世帯に対して、マイナンバーのお知らせを送付いたします。

これは、全国で、マイナンバーカードと健康保険証の紐づけ誤りが見つかり、マイナ保険証の利用に対して不安の声があったことから、マイナ保険証を安心して利用していただけることを目的として実施するものでございます。

令和6年12月2日以降に国保加入し、マイナ保険証をお持ちでない方については、随時、資格確認書を交付することになり、令和7年8月以降は、マイナ保険証と資格確認書の2種類の運用に完全移行されます。

マイナ保険証へのスムーズな移行に向けて、ホームページ、「広報とまこまい」に内容を掲載しているほか、加入者向けに、保険税の決定通知及び保険証を送付する際に同封している国保だよりでも周知しております。

なお、被保険者証の廃止に伴う関係規定を整備するために、9月市議会定例会に条例改正案を提出する予定となっております。

以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

渡邊会長
A委員

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございませんか。

マイナンバーに口座を紐づけることで個人の財産が国に管理されてしまうと懸念の声もあり、保険証の紐づけについてもためらっている方がいると考えています。

マイナ保険証移行によって短期証が廃止になるとのことですが今後の、滞納対策についてお考えがあればお聞かせください。

青木課長補佐

これまでの滞納対策につきましては、保険証の有効期限が短い短期証の交付や、資格証明書を交付し医療費等を一旦、10割負担し、市の窓口で自己負担分を除いた分の請求を行う特別療養費の支給を行うことで、滞納がある方との接触の機会を図ってきたところです。

マイナ保険証に移行されることで短期証・資格証明書は廃止されますが、一定の滞納がある方については、資格証明書の交付に代えて特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行うことで、今後も滞納がある方との接触機会を図ることとしております。

渡邊会長
C委員
銅課長

そのほか質問などございませんか。

保険税を滞納している世帯はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

直近の保険証の更新時点で、国保に加入している約2万世帯のうち、短期証世帯が555世帯、資格証明書世帯が7世帯となっております。

D委員

苫小牧市国保加入者のマイナンバーと保険証の紐づけ率はどのぐらいでしょうか。私の健保組合では、令和6年4月時点で紐づけ率63.4%、使用率は6%でした。12月に保険証が廃止になるため、マイナ保険証の利用の案内を積極的にしているのですが、経過措置があることもあり、なかなか伸びていないのが現状です。

銅課長

苫小牧市国保加入者のマイナンバーと保険証の紐づけ率は、令和6年6月時点で約62%となっております。マイナ保険証の利用率は約16%となっております。

苫小牧市全体のマイナンバーカードの普及率は7月末時点で73.4%となっており、北海道では73.3%、全国だと74.5%となっております。

D委員
銅課長

資格確認書の規格はもう決定しているのでしょうか。

資格確認書につきましては、現行の保険証と同様の紙製のカード式を予定しております。

E 委員 私の病院では、12月のマイナ保険証の移行に向けて、できるだけ早く慣れてもらうために現時点からマイナ保険証の利用をお願いしております。また、マイナ保険証をお持ちでない方に対しては、病院の窓口でも紐づけが可能ですので、マイナンバーカードと健康保険証の紐づけを勧めるなど、12月の移行がスムーズにできるように努力しているところです。

カードの認証がうまくいかない場合、認証機器の再起動をするのですが、立ち上がるまで数分かかってしまうため、その間は資格の確認ができない状況となります。

また、大規模災害等で通信ができない場合は、今までは保険証で資格の確認ができましたが、マイナ保険証の場合は資格の確認が取れないのではないかと心配しているところです。

銅課長 厚生労働省が作成しているQ & Aに、カードの読み込みエラーなどの機器トラブル時の対応が記載されておりますが、それ以上の情報については持ち合わせていない状況です。

F 委員 私の薬局でも今年の6月から、本格的にマイナ保険証利用のお声がけをさせていただいておりますが、マイナンバーカードを早い時期に作って時間が経過し、カードの電子証明の有効期限が切れている方が結構いらっしゃいます。市役所に手続きに行くのが面倒で更新しない方もいるのではないかと思います。電子証明の更新手続きは時間がかかるのでしょうか。

青木課長補佐 窓口の混雑状況にもよりますが、一定時間はかかります。

F 委員 資格確認書に有効期限はあるのですか。また発行には申請が必要なのですか。

銅課長 有効期限は1年間となっております。発行は、申請によらず職権にて発行することが可能とされておりますので、本市では職権にて発行を予定しております。

F 委員 そうなると、資格確認書のほうが楽だと感じる方もいると思いますので、マイナ保険証の使用率は伸び悩むのではないかと。マイナ保険証だと過去の通院歴等も見れるのですが、タイムラグがあり直近のものは見れないなど、現段階では、患者さんがマイナ保険証を利用するメリットを感じられていないのではないかと思います。メリットをもっと知ってもらって利用促進につながればと思います。

G 委員 マイナ保険証への移行スケジュールは全国共通ですか。

銅課長 全国共通になります。

G 委員 マイナ保険証は有効期限で更新手続きが必要で、資格確認書は黙っていても送られてくるとなると、マイナ保険証にしくなくてもいいと思ってしまうのではないですか。

銅課長 国におきましては、国保に加入されている方に平等に保険診療を確保するとしており、資格確認書を発行することとしております。

D 委員 マイナ保険証を持っている方が、通信障害等に備えて、資格確認書が欲しいといった場合、発行することはできますか。

青木課長補佐 申請があれば発行することは可能となっておりますが、職権での発行は予定しておりません。

H 委員 知り合いの方から、高齢の親が介護施設に入所しており、マイナンバーカードを持っておらず、健康保険証との紐づけができないため、資格確認書が発行されることで施設の職員の方のご迷惑を掛けなくて済んで良かったという話を伺ったところです。

銅課長 資格確認書の有効期限は1年とのことでしたが、毎年送付されるものなのでしょうか。

銅課長 国におきましては、当分の間、マイナ保険証を保有していない方に資格確認書を発行するとしておりますので、しばらくは資格確認書の職権交付は続くものと考えております。

H 委員 マイナ保険証の移行により、職員の方の事務負担は軽減されるのでしょうか。

銅課長 マイナ保険証を取得している方には、資格情報のお知らせを送付するため、保険証廃止自体が事務負担軽減には繋がりますが、マイナ保険証を取得している方は限度額認定証が不要となるため、更新時期となる7月から8月の窓口混雑が緩和し、事務負担軽減につながるものと期待しております。

渡邊会長 現在、苫小牧市のマイナンバー普及率が73.4%とのことでしたが、普及率については急激な上昇は難しいと思いますので、先ほどあった施設に入所している方などへの対応をどうしていくか検討が必要だと思います。

柴田部長 今年の4月からマイナンバーカードの担当も総務部から市民生活部に移管されたところで、先ほど期限切れのマイナンバーカードのお話がありましたが、先日、新規のマイナンバーカードが至急必要な方がいたため、最短5日で取得できるとされている特急交付で申請したのですが、カードが届くまでに2週間ほどかかるなど、まだまだ課題があるところです。

本日あった委員の皆様からのお話をしっかり受け止めて、今後のマイナンバーカード普及について、市として情報発信していくとともに、課題を解決していけるように国に対しても要望してまいりたいと考えております。

渡邊会長 それでは、協議事項第1号「市長からの諮問事項について」まずは保険税率の改正について事務局から説明願います。

銅課長 協議事項第1号、市長からの諮問事項、苫小牧市税条例の一部改正につきまして、議案書の7ページをお願いいたします。

1. 改正内容については、現在、104万円となっている本市の国民健康保険税の課税限度額を、令和7年度より、国で定める法定限度額と同額の106万円になるよう、後期高齢者支援金分の課税限度額について2万円の引き上げを行うものでございます。

2. 国の課税限度額の経過については、国では、被用者保険とのバランスを考慮して、段階的に課税限度額の引き上げを行っており、令和6年度の法定限度額は、106万円になっております。

3. 本市の課税限度額の経過と改正理由については、これまでも、所得に応じた保険税負担の公平性を確保する観点から、本運営協議会にお諮りしながら、国に準じて課税限度額を改正してまいりました。

令和6年度の限度額は、昨年12月の市議会定例会において、当時の法定限度額である104万円になるよう条例改正を行いました。国はその後、106万円への引き上げを行ったため、本市と国の限度額には2万円のかい離が生じている状況でございます。

仮に課税限度額を改正せず、増額による影響額分の税収を確保した場合、低中間所得者層も含めた広い層のみなさまに負担をしていただかなければなりません。

国民健康保険の相互扶助の観点により、国の定めた基準の範囲において所得の高い層のみなさまにご負担をいただき、制度運営を図っていくため改正が必要であると考えております。

4. 令和6年度の道内35市の状況については、法定限度額の106万円と同額となっている市が28市、104万円が本市を含め7市となっております。

今後のスケジュールとしましては、本日の運営協議会でお諮りいただいた後、9月の市議会定例会の所管委員会で概要説明、10月にパブリックコメントを実施し、12月の市議会定例会に条例改正案を提出したいと考えております。

以上で、協議事項1号の説明とさせていただきます。改正案につきまして、委員のみなさまにご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問などございませんか。

渡邊会長

課税限度額が106万円が28市、104万円が7市となっておりますが、7市の課税限度額の引き上げが遅れている理由はありますか。

渡邊会長

苫小牧市は保険税を採用しており、税率等を改正する場合は市税条例の改正が必要となるため、保険料を採用している市と比べると、1年遅れて課税限度額を引き上げている状況です。

銅課長

課税限度額が104万円となっているのは、すべて税を採用している市ということですか。

渡邊会長

課税限度額が104万円の7市については保険税を採用しています。

銅課長

そのほか、ご意見、ご質問などございませんか。

渡邊会長

それでは、課税限度額について、事務局から説明のあった内容のとおり承認することで、よろしいでしょうか。

(委員の承認)

課税限度額の改正は賛成が総員ですので、事務局の説明どおり後期高齢者支援金分の課税限度額を22万円から24万円に改正することが適当であることを答申したいと思っております。

その他、事務局から何かございますか。

銅課長

その他といたしまして、本日審議いただいた「市税条例の一部改正について」は、8月27日（火）に渡邊会長から副市長に対し、答申いただく予定で考えております。

また、次回の運営協議会については、2月に予定しておりますが、委員の皆様の任期が、12月31日までになっておりますので、再度各関係団体に委員のご推薦をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

この3年間の運営協議会に多大なるご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

渡邊会長

それでは、進行を事務局へお返しいたします。

銅課長

渡邊会長、議事進行ありがとうございました。

これをもちまして、「令和6年第7回国民健康保険運営協議会」を終了いたします。

本日はありがとうございました。